

笛吹市告示第 36 号

笛吹市遠距離通学特急券購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

笛吹市長 山 下 政 樹

笛吹市遠距離通学特急券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)が運行する特急かいじ70号(以下「早朝特急」という。)の定期運行化による、従前よりも遠方への進学可能性の拡大を目指すとともに、県外への進学を契機とした市在住者の転出の抑制及び定住の促進を図るため、県外の大学等に早朝特急を利用して通学する者に対して特別急行券購入費用の一部を補助することに關し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特急券 JR東日本において発券するあずさ号及びかいじ号の特別急行券をいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住していること。
- (2) 笛吹市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱(平成29年笛吹市告示第113号)による補助金の交付を申請し、当該申請に係る定期券による当該申請に係る大学等への通学(以下「対象通学」という。)を行った者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象通学に要した特急券の購入費の2分の1の額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、10回以上早朝特急を利用して対象通学を行った月のみ補助対象とし、

1月当たり20回分を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、遠距離通学特急券購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、特急券購入日が属する年度の3月31日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは遠距離通学特急券購入費補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは遠距離通学特急券購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 特急券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないとき市長が認めるとき。

(報告及び調査)

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は当該職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、JR東日本の公表する早朝特急の臨時運行期間終了日又は令和9年3月31日のいずれか早い日に限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。